

臨時代理報告第4号

鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月9日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

臨時代理報告第4号 資料

鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案の概要

- 1 改正の理由
級別基準職務表の整備に伴うもの
- 2 改正の内容
「理事」及び「副理事」の設置
- 3 施行日
平成30年4月1日

鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥栖市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「必要により」の次に「事務局に理事及び副理事、」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(教育次長等の設置) 第 4 条 事務局に教育次長、課に課長、係に係長を置き、必要により課に参事、課長補佐、主幹、主査及び主任を置くことができる。	(教育次長等の設置) 第 4 条 事務局に教育次長、課に課長、係に係長を置き、必要により事務局に<u>理事及び副理事</u>、課に参事、課長補佐、主幹、主査及び主任を置くことができる。